

流山市省エネ家電製品買替促進補助金Q&A

	Q	A
1	どの家電が対象となるか。	エアコンと冷蔵庫が対象になります。
2	申請する台数の制限はあるのか。	エアコン3台まで、冷蔵庫1台までの合計4台まで申請できます。
3	補助金制度を受けたいが、まず何をしたらいいのか。	新しい家電を購入する前に市役所に申請書と添付書類を提出してください。 添付書類について ①買替前の製品に貼られている型番とメーカー名と製造年が記載されているステッカーの写真 ②買替前の設置状況が分かる写真（冷蔵庫の全体写真、エアコン室内機の全体写真） ③住民票の写し ④市税に滞納がないことを確認できる書類 ※③と④については公簿等で市が確認することについて同意した場合は不要（申請書のチェック欄）
4	いつから申請を受け付けてくれるのか。	令和6年1月22日より受付を開始します。なお、受付締切は令和6年2月29日となりますが、申請台数が予定台数に達した場合は達した日に受付を終了いたします。
5	申請方法はどのような方法があるか。	窓口、メール、郵送となります。
6	申請書はどこで入手できますか。	市役所環境政策課窓口、クリーンセンター各出張所、生涯学習センター（流山エルズ）各公民館で、配布しております。 また、市のホームページからもダウンロードできます。

7	申請した後、住所や申請台数、型番の変更をしたい。	<p>申請書類の「流山市省エネ家電製品買替促進補助金変更承認等申請書（第4号様式）」を提出してください。（申請状況によっては台数の変更ができない場合があります。）</p> <p>その後、改めて補助金交付券を送付しますので新しい補助金交付券を持参して協定締結店舗で買い替えをしてください。</p> <p>※なお、最初に送付した補助金交付券は流山市環境政策課に変更承認等申請書と一緒に提出してください。</p>
8	申請をしたが購入するのを取りやめた。	<p>申請書類の「流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付決定取消申出書」を提出してください。※なお、送付した補助金交付券は流山市環境政策課に交付決定取消申出書と一緒に提出してください。</p>
9	1月22日より前に購入したが対象になるのか。	<p>補助対象となりません。補助金交付券を交付された方が協定締結店舗で購入した場合が補助対象になります。</p>
10	千葉県で実施していた「ちば省エネ家電購入応援キャンペーン」で補助を受けているが対象となるか。	<p>補助対象となります。</p>
11	家電製品の購入はどの店舗でもよいか。	<p>家電製品の購入ができるのは市と協定を結んだ市内協定店舗のみとなります。</p> <p>市内協定店舗以外で購入した場合は対象外です。</p>
12	協定締結店舗はどこか。	<p>令和6年1月11日より協定締結店舗を募集しています。協定締結後、順次HPに掲載していきます。</p>
13	(申請者が) 請求書は出さなくてよいか。	<p>協定締結店舗と手続きを行いますので、申請者が請求書を提出することは不要です。</p>

14	メールでの申請は資料を添付してそのまま送ってよいか。	<p>メール申請時は以下の点を必ず記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件名（題名）を「省エネ家電補助金申請〈申請者名〉」としてください ・複数件送付する場合は、最後に「1/2」「2/2」等の番号を記載してください。 ・本文には「申請者」「現住所」「電話番号」を記載してください ・代理の方が手続等をされる場合は代理の方の氏名、電話番号を記載してください
15	メールで申請したが返ってきてしまう。	<p>可能性として考えられるのは以下の2つです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドレスが間違っている ・添付した写真の容量が大きい（5メガバイト以上は不可）
16	申請書の内容を訂正したい。	<p>訂正箇所を二重線で消した上に訂正印（シャチハタ不可）を押すか、二重線で消した横に申請者自身が氏名を自署してください。（修正液や修正テープは使用不可）</p>
17	申請書はどこに提出すればよいか。	<p>窓口の場合は流山市役所第1庁舎3階環境政策課までお越しくください。</p> <p>郵送の場合は流山市役所宛に送付してください。</p> <p>メールの場合は環境政策課のメールアドレスに送信してください。</p>